

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	事業の種類
グリーンウッド 阿蘇郡南阿蘇村大字久石 2705 番地	社会福祉法人 南阿蘇村社会福祉協議会 阿蘇郡南阿蘇村大字久石 2705 番地 今村 輝昭	平成 17 年 2 月 13 日	43000200268117	知的障害者 居宅介護

熊本県告示第 271 号

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の 10 第 1 項の規定により指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成 17 年 3 月 11 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	事業の種類
グリーンウッド 阿蘇郡南阿蘇村大字久石 2705 番地	社会福祉法人 南阿蘇村社会福祉協議会 阿蘇郡南阿蘇村大字久石 2705 番地 今村 輝昭	平成 17 年 2 月 13 日	43000300181111	児童居宅介護

公 告**熊本県公告第 174 号**

県営泗水高江地区土地改良事業（区画整理）施行に係る換地処分を行った。

平成 17 年 3 月 11 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県公告第 175 号

県有財産を次のとおり売却する。

平成 17 年 3 月 11 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 物件の表示
上益城郡山都町城平字原畑 995 番 2
宅地 572.21 平方メートル
最低売却価格 5,090,000 円
- 2 入札期日
平成 17 年 3 月 25 日（金） 午前 11 時
- 3 入札場所
上益城郡山都町下馬尾 265 熊本県上益城地域振興局土木部 2 階大会議室
- 4 入札保証金
入札に参加しようとする者は、入札金額の 100 分の 5 以上を納入するものとする。この場合において、納入は、現金又は銀行が振り出し、若しくは支払保証をした小切手により行わなければならない。なお、落札者が契約を締結しないときは、熊本県に帰属する。
- 5 開札期日 入札終了後即時
- 6 契約保証金
契約しようとする者は、契約金額の 100 分の 10 以上を契約と同時に納入するものとする。この場合において、納入は、現金又は銀行が振り出し、若しくは支払保証した小切手により行わなければならない。
- 7 入札参加資格
次のいずれかに該当する者は、この入札に参加できない。
(1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
(2) 破産者で復権を得ないもの
(3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項各号に掲げる者で、当該各号に該当する事実があった後 2 年を経過していないもの
- 8 入札参加申込書
入札に参加しようとする者は、次により入札参加申込書を提出しなければならない。

- 提出方法 持参又は郵送による。
 提出期限 平成17年3月24日(木) 午後5時
 (郵送の場合は提出期限までに必着)
 提出先 熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県総務部管財課
- 9 入札に参加しようとする者は、8の入札参加申込書のほか次に掲げる書類を提出しなければならない。
- (1) 個人の場合 印鑑証明書
 - (2) 法人の場合 印鑑証明書
 - (3) 代理人が参加する場合 (1) 又は (2) に掲げる書類及び委任状
- 10 その他
- (1) 契約締結期限 平成17年4月8日(金)
 - (2) 売買代金納入期限 契約書により指定する。
 - (3) 契約締結場所 熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県庁行政棟本館2階 熊本県総務部管財課
 - (4) 入札参加者は、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令、熊本県財産条例(昭和39年熊本県条例第23号)、熊本県会計規則(昭和60年熊本県規則第11号)等を承知のうえ、入札するものとする。
 - (5) 問い合わせ先
 熊本県総務部管財課(電話096-383-1111 内線3308)

熊本県公告第176号

平成17年度熊本県献血推進計画を次のとおり定める。
 平成17年3月11日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 目的
 この計画は、平成15年7月30日に施行された「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律」の趣旨を踏まえ、本県における医療に必要な輸血用血液及び血漿分画製剤原料血漿を確保するため、平成17年度に献血により確保する血液の目標量を定めるとともに、特に、近年、医療機関からの需要が多く、安全性の高い400ミリリットル献血及び成分献血を県、市町村、熊本県赤十字血液センター、関係機関等が連携して一層の推進を図ることを目的として策定する。

- 2 計画の期間
 平成17年4月1日から平成18年3月31日まで

- 3 平成17年度献血目標の設定
- (1) 平成17年度熊本県に必要な輸血用血液製剤見込み数・原料血漿確保目標量
 輸血用血液製剤製造見込み数 287,510 (単位)
 原料血漿確保目標量 13,416 (リットル)
 (※単位：200ミリリットル献血由来を1単位として換算)
 - (2) 平成17年度に献血により確保すべき血液の目標量及び献血者数

		血液の目標量 (リットル)	献血者数 (人)
200ミリリットル献血		2,000	10,000
400ミリリットル献血		22,400	56,000
成分献血	血漿成分献血	3,800	9,000
	血小板成分献血	5,200	13,000
総 数		33,400	88,000

- 4 献血血液目標量を確保するために必要な措置
- (1) 献血推進のための普及啓発、広報活動等
 夏季、冬季及び春季における血液不足傾向を解消するため、各種団体等の協力を得てキャンペーン等を展開する。特に、400ミリリットル献血と成分献血の必要性についての理解を求め、より一層の推進を図る。
 - ア キャンペーン実施
 - ・愛の血液助け合い運動(7, 8月)
 - ・学生献血クリスマスキャンペーン(12月)
 - ・はたちの献血キャンペーン(1, 2月)
 - ・18歳からの献血キャンペーン(3, 4月)
 - イ 移動献血ギャラリーの開催(県内6ヶ所程度)
 - ・各地においてパネル展を開催するとともに啓発資材を配布、広く県民に啓発する。
 - ウ パンフレット・啓発グッズの作成配布
 - ・学生献血推進協議会 ・学園祭ギャラリー ・高校生
 - ・複数回献血者 ・移動献血ギャラリー
 - エ 広報活動
 - ・映画館、大型ビジョン、テレビ及びラジオ等での広報
 - ・ホームページ、市町村広報誌等での広報

- (2) 献血推進組織の育成
 ア 市町村合併に伴う市町村献血推進協議会の組織再編
 イ 市町村担当者、献血推進リーダーの研修会開催
 ウ 学生献血推進協議会の活動支援等
 エ 複数回献血クラブ（仮称）の設立育成
 オ 献血協力団体等に対する知事表彰の実施
- 5 災害時における献血の確保
 地震等の大規模な災害発生時に必要な血液を緊急かつ安定して供給するために、熊本県災害対策本部、市町村、血液センター及び関係機関と連携を密にしながら必要な措置を講じる。
 (1) 九州ブロック血液センター間の相互供給による速やかな血液の供給
 (2) 熊本県災害対策本部による血液搬送手段の確保と訓練
 (3) 放送要請に関する協定に基づく献血協力依頼の放送実施、市町村の協力による臨時献血実施等による献血者確保（県とNHKで協定）
- 6 その他献血推進に関する事項
 (1) 献血受付時の次回協力者確保
 献血受付時に献血申込書の確認事項による「血液センターからの協力依頼を行うこと」についての承諾を取り、承諾者への協力依頼等による季節的な血液不足傾向等に対処する。
 (2) 採血の実施
 ア 熊本県赤十字血液センター内献血ルーム（日赤プラザ献血ルーム）
 （住所）熊本市長嶺南二丁目1番1号 電話：096-384-2111（代表電話）
 （受付時間）
 ・200, 400mL 献血：午前8時30分から午前11時50分まで
 午後1時から午後4時50分まで
 ・成分献血：午前8時30分から午前11時まで
 午後1時から午後4時まで
 ※土曜日は、昼休みなしで実施
 （定休日）日曜日及び祝祭日（ただし、土曜日が祝祭日の場合は平常どおり）
 イ 下通り献血ルーム
 （住所）熊本市手取本町4-7 電話：096-325-9218
 （受付時間）
 ・200, 400mL 献血：午前10時から午後0時50分まで
 午後2時から午後5時50分まで
 ・成分献血：午前10時から正午まで
 午後2時から午後5時まで
 ※土曜日、日曜日及び祝祭日は昼休みなしで実施
 （定休日）金曜日（ただし、金曜日が祝祭日の場合を除く）
 ウ 移動採血車（5台）
 年間計画により県内各地へ配車

熊本県公告第177号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成17年3月11日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 競争入札に付する事項

(1) 委託業務の名称
 平成17年度パソコン及びプリンタ等の保守委託業務

(2) 委託期間
 平成17年4月1日から平成18年3月31日まで

(3) 委託業務の内容
 入札説明書及び仕様書のとおり

(4) 入札方法

ア 入札金額は、平成17年度パソコン及びプリンタ等の保守委託業務に要する費用とする。

イ 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 入札説明書及び要求仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）の規定を準用する。

エ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。

2 入札参加資格

次に掲げる条件をすべて満たす者であること。

(1) 単独参加の資格要件

ア 熊本県業務委託契約等に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関